



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 1 3 号 令和 5 年 7 月 2 8 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
3 5 7	令和 5 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号及び第 2 号）及び令和 5 年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を公表する件	財政課
3 5 8	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	長寿いきがい課
3 5 9	道路の区域を変更する件	道路整備課

【 人 事 委 員 会 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
2	警察官昇任候補者名簿の確定	
3	警察官昇任候補者名簿の失効	

徳島県告示第三百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年七月六日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第一号及び第二号）及び令和五年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和五年七月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百五十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年七月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西一六〇番地一〇二	医療法人弘生会	介護療養型医療施設	令和五年七月三十一日

徳島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 0		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
石井神山				名西郡神山町阿野字長代 二五番一地先から 同 五四番三地先まで		旧	四・〇〇二七・六	六九八・九
同						新	九・五〇三一・六	六九八・九

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

徳島県人事委員会委員長職務代理者

徳島県警察官昇任候補者名簿		昇任候補者名簿の名称	
令和五年七月二十日		確定年月日	
令和五年六月十三日及び六月三十日	警部補昇任試験	昇任試験の名称及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載されている昇任候補者数
令和五年六月十二日及び六月二十九日	巡査部長昇任試験		
一般	三十一名	専門	五名
一般	二十二名	専門	四名

徳島県人事委員会告示第三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和五年七月二十日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

徳島県人事委員会委員長職務代理者

徳島県人事委員会委員 井内 秀典

昇任候補者名簿の名称	昇任試験の名称 及び施行年月日	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	巡査部長昇任試験 令和四年五月十八日及び 六月三日	令和四年六月三十日